

記入例

※阿蘇市記入欄
義援金受付番号

非課税世帯に係る義援金申請書(請求書)

阿蘇市長 様

私は、平成30年度分、非課税世帯主です。

り災証明書の世帯主※世帯主が死亡している場合は、世帯内の代表者

の全壊、大規模半壊、半壊のり災証明書の交付を受けた世帯であり、申請要件を満たしているため、次の事項に誓約・同意のうえ、義援金を申請します。

フリガナ	アソ タロウ		
氏名	阿蘇 太郎	申請日	令和 元 年 ●●月 ●●日
現住所	〒 ●●● - ●●●● 阿蘇市一の宮町宮地●●●番地		
電話番号 (日中連絡の取れる番号)	(×××) - △△△△ - □□□□		
り災証明書の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所とは異なる→記入してください。		

押印

区分が不明な場合、空欄で可

【区分・支給金額】

○ 義援金配分の対象となる住家被害の区分を○で囲んでください。

区分	全壊 20万円	解体 20万円	半壊・大規模半壊 10万円
----	---------	---------	---------------

【義援金振込先】

- 現在登録している義援金の口座に振込を希望
- 現在登録している義援金の口座から変更 → 預金通帳をご持参いただき、下記に記入をお願いします。

現在登録している口座と同じ口座に振込を希望する場合こちら

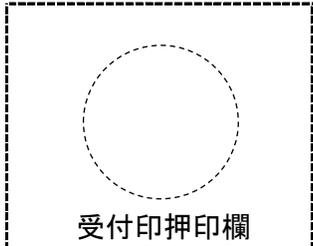
金融機関名	支店名	種別	口座番号(右詰め)							(フリガナ)			
			1	2	3	4	5	6	7	口座名義			
●●銀行	●●支店	普通当座										アソ タロウ	阿蘇 太郎

【誓約・同意事項】 ※内容を確認のうえ、□に✓してください。

- 申請日時点において、世帯の全員が平成30年度分の住民税を課税される所得金額がなく、その他の義援金の支給要件に該当しており、申請内容に虚偽がないことを誓約します。
- 義援金の支給要件の該当性等(世帯全員に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、市が必要な税等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行うことに同意します。
- 世帯内で協議のうえ代表して同意するものであり、関係者間の調整は、私が責任をもって行うこととし、阿蘇市は一切関与しないことに同意します。
- 義援金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には、受け取った義援金を速やかに返還することに同意します。

(注意)虚偽申請により不正に義援金を受け取った場合、刑事告訴等による法的措置を講じる場合があります。

内容をご確認いただき、必ずチェックを入れてください。



>>裏面あり

【1】

世帯状況等に関する申立

次の項目について、該当するものを○で囲んで下さい。

- ① リ災証明書上の世帯は非課税世帯です。 はい ・ いいえ
- ② 世帯の中に65歳以上(昭和28年1月2日以前生まれ)の方がいる。 はい ・ いいえ
- ③ 世帯の中に障害者手帳をお持ちの方がいる。 はい ・ いいえ
- ④ 別の世帯の誰かに扶養されている方が世帯にいる。 はい ・ いいえ
- ②、③がはいの方は④の記入は不要
- はいの方は【2】を記入してください。

高齢者又は障害者手帳をお持ちの方が世帯員にいない場合

令和 元年 ● ● 月 ● ● 日

押印

氏名 阿蘇 太郎

印

【2】

別の世帯の扶養者の状況

別の世帯の方が、世帯員を被扶養者に行っている場合、扶養している方(扶養者)の状況を記入してください。※【1】の②または③が「はい」の方は、以下の記入は不要です。

フリガナ 扶養者の氏名	続柄	生年月日	住所及び連絡先	平成30年度の 住民税課税の有無
アソ ジロウ 阿蘇 次郎	長男	明治・大正・ <input checked="" type="radio"/> 昭和・平成 ●●年●●月●●日	アソシイチノミヤマチミヤヂ 阿蘇市一の宮町宮地●●●番地 電話番号 (×××)△△△△-□□□□	<input checked="" type="radio"/> 有 無
被扶養者の氏名を 右に記載してください		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話番号 ()	有・無
被扶養者の氏名を 右に記載してください				

※ 扶養者の方の平成30年度の住民税課税証明書を提出してください。

【阿蘇市記入欄】

<対象確認>

- 非課税 → 高齢者あり :対象
- 課税 高齢者なし → 障害者手帳所持者あり :対象
- 障害者手帳所持者なし
- 扶養されていない世帯員 あり:対象
- 扶養されていない世帯員 なし - 扶養者 非課税 :対象
- 扶養者 課税

<支給対象判断>

対象 ・ 対象外

↓

支給区分 全壊世帯:20万円 ・ 解体世帯 20万円 ・ 半壊・大規模半壊世帯 10万円

【特記事項】